

信州大学知の森基金
学生社会活動支援事業募集要項
【2025年度】

I .支援事業の概要

(1) 目的

学生の課外における多様な活動に対して支援することにより、自主的な学習活動の活性化を図ることを目的としています。

(2) 支援対象

支援対象となる活動は、次の3つの要件をすべて満たすものとします。

- (1) 授業単位取得に該当しない自主的な課外活動
- (2) 地域・社会の問題解決や価値創造等に結びつく活動
- (3) 持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標いずれかに結びつく活動

活動例

- ・地域社会の問題解決やコミュニティづくり活性化に関する活動
 - ・学んだ専門性を活かして仲間と共に地域貢献、社会貢献する活動
 - ・学習、研究を活かし、新しい価値を生み出すために創造する活動
 - ・環境保護や資源有効活用に関する活動
 - ・キャンパス内の学生生活の質を向上させるための活動
- など

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標は上記画像・日本SDGs協会のホームページを参照してください

ただし、次のいずれかに該当する活動は支援対象になりません。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治又は選挙活動を目的とするもの、及びそれらに関する活動と解されるもの
- (4) 他の支援制度等により支援を受けているもの
- (5) 法令、条例等及びその他公序良俗に反するもの
- (6) その他 本学の教育・研究理念等、及び本事業の目的に照らし、不相当と認められるもの

(3) 対象者

信州大学に在学する学生3名以上で構成された学生団体が対象となります。

(4) 支援規模

支援額

30万円以内（予定）

※申請金額を審査し、最大30万円以内で決定します。

支援団体数

最大10団体（予定）

※申請書の内容を審査し、支援団体を決定します。

(5) 支援対象経費



①

物品費



②

印刷
製本費



③

通信
運送費



④

旅費
交通費



⑤

その他

※詳細は別紙1の「対象経費一覧」を参照してください。

【注意点】

●経費の取り扱いについて

対象外の経費は認められません。

経費に関する不明点や変更がある場合は、随時ご相談ください。

●採択後の説明会について

採択後、経費の執行に関する説明会を実施しますので、必ずご参加ください。

●支援金支払いのタイミングについて

支援金は、実績報告提出後に採択時に決定した支援額に基づいて、指定口座へお支払いします。（上限30万円を予定）

●概算払の申請について

事前に概算払を希望する団体は、8月と11月に指定の様式により申請が可能です。

●根拠資料について

実績報告時および概算払い申請時には、領収書等の根拠資料を提出いただく必要があります。根拠資料を紛失した場合、支援金のお支払いが出来なくなりますのでご注意ください。 3

II . 支援事業の手続き

(1) 申請

申請を受けようとする団体は『学生社会活動支援事業申請書』を申請期間内（3月10日～4月14日）にメールにて提出してください。

◆申請書URL

https://www.shinshu-u.ac.jp/donation/news/2025gakusei_shinsei.xlsx

提出先メールアドレス：**chinomori_gakusei@shinshu-u.ac.jp**
件名：「学生社会活動支援事業申請_団体名」

※提出時、**推薦教職員をCC**に入れてください。
※提出後「受付完了」の返信メールをお送りしますが、**返信メールが無い場合**は電話にて確認をお願いいたします。

(2) 決定

選考方法

一次審査（書類選考）及び二次審査（プレゼンテーション）により選考を行います。

※二次審査は、一次審査（書類選考）通過団体のみが対象となります。
5月12日(月)に実施しますので予め予定しておいてください。

審査基準

別紙2の「審査基準」に基づき、申請された活動内容を総合的に審査します。

結果通知

一次審査及び二次審査の審査結果については、それぞれの審査対象者にメールにてお知らせします。なお、審査過程の詳細は非公開とします。

(3) 活動報告

支援を受けた団体は『実績報告書』を2月末までに提出してください。

※提出前に、**推薦教職員に報告内容の確認**を行ってください。

※報告に基づき「活動成果」や「経費の適正性」等を確認します。

※活動内容、活動成果を本学ホームページ、SNS等にて3月下旬頃に公表予定です。

(4) 変更及び中止

採択後、申請した内容を変更する場合又は中止しようとする時は、事前に事務局へ申し出をしてください。なお、軽微な変更については、申し出は不要とします。

III. 支援事業の日程

支援事業の流れ



日程

	申請期間	2025年3月10日(月)～4月14日(月) 正午
	書類選考結果発表(一次審査)	2025年5月7日(水)
	プレゼンテーション(二次審査)	2025年5月12日(月) (予定)
	最終採択決定	2025年5月末頃
	採択後説明会	2025年6月2日(月)
	実績報告	2026年2月27日(金)

- ※一次審査(書類選考)通過団体は「松本会場(現地開催)」にて二次審査(プレゼンテーション)を行いますので、ご予約をお願いします。
- ※二次審査の詳細については書類選考結果発表時に対象者にご案内いたします。
- ※実績報告提出後、活動報告公表会を開催する可能性があります。予定が決まり次第採択団体へお知らせします。
- ※各日程は現時点での予定であり、変更する可能性があります。

IV.その他

(1) 推薦について

◆日常の活動において、指導・助言をいただける信州大学の教職員を選任し、申請する課外活動の推薦者として承諾を得てください。

※申請書内に、推薦者の承認欄があります。

(2) 併願について

◆他の助成金等に併願して申請し、他の助成金等に採択された場合は、本支援事業の採択を辞退し、重複支援としないようにしてください。

◆代表者が同一人で複数の活動を申請することはできません。ただし、ひとつの活動の代表者が、別の活動団体の構成員になることは可能です。

(3) 採択取り消しについて

◆次のいずれかに該当した場合は、採択を取り消す場合があります。

取り消された場合、執行済みの費用を含め、支援金はお支払いできません。

- ①この要項に違反した時
- ②支援団体の構成員の学生が当該支援年度中に学内規則等に規定する懲戒の処分を受けた時
- ③申請書や実績報告書等の提出書類への虚偽記載など、不正の事実が判明した時
- ④その他活動内容として不適当と認められる行為があった時

(4) 協力について

◆本支援事業をより多くの学生の皆さん等に周知し、活用していただくため、課外活動の実施にあたり作成するポスター・チラシ・看板等の掲示物に、次の文言を入れていただくようご協力をお願いします。

『本活動は信州大学知の森基金「学生社会活動支援事業」の支援を受けたものです』

◆活動報告となる「実績報告書」の提出期限は厳守し、提出後の報告内容の確認や問い合わせにご協力をお願いします。

◆後の、知の森基金で開催する支援事業の報告会などへの出席をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

(5) 翌年度以降の申請について

◆以前に申請して採択された課外活動であっても、活動内容が「発展している」又は「発展する」ものであれば申請の対象となります。

対象経費一覧

(別紙1)

経費項目	支援内容	根拠資料として認められる資料例
①物品費	<p>●消耗品や原材料費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント実施において、必要となる材料代 ・ 課外活動実施で、最低限必要な事務用品台(資料を保管する専用ファイルなど) <p>※設備備品(取得価格が10万円以上で、耐用年数が1年以上のもの)は原則購入できません。活動上どうしても購入が必要な場合は事務局へご相談ください。</p>	<p>購入品目、金額、日時が記載されている領収書や納品請求書などの原本または写し</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入時のレシート ・ 領収書(購入品の詳細が記載されていないものは不可) ・ 納品請求書 ・ 購入履歴の写し <p>など</p>
	<p>●ポスターやチラシ、配布資料等の印刷費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象年度内に使用する広報ポスター・チラシ、イベント配布資料などの印刷代 ・ 活動報告や成果発表資料などの印刷や製本代 	<p>金額、日時が記載されている領収書や納品請求書などの原本または写し</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納品請求書 ・ 注文履歴の写し ・ コンビニ等のマルチコピー機の領収書 <p>など</p>
③通信・運搬費	<p>●郵便料、宅配、機器等の運搬費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートなどの郵送代 ・ 大型機器等の運搬代 	<p>金額、日時が記載されている領収書や納品請求書などの原本または写し</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切手購入時のレシート等 ・ 宅配業者より発行された領収書 ・ 領収書が発行されない場合、荷物の依頼主控 <p>など</p>
	<p>●公共交通費や宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費の支援対象は公共交通機関を利用する場合のみとし、自家用車を使用する場合は経費負担の対象となりません ・ 公共交通機関の利用は、経済的かつ合理的な経路及び方法を基準として支給します ・ 宿泊費は信州大学の規則に基づき、実費分(原則上限:9,800円/一泊)を支給します。上限額を超える場合は事前に事務局へご相談ください。 	<p>金額、日時が記載されている領収書や納品請求書などの原本または写し。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○旅費 ・ 宿泊施設の領収書 ・ 宿泊施設予約時の予約完了画面の写し(但し金額・宿泊日時の確認できるもの) ○交通費-公共交通機関の場合 ・ 領収書(発着地の記載があるもの) ・ 予約時の支払い完了画面の写し(日時・発着地の記載のあるもの) <p>など</p>
⑤その他	<p>●その他活動の実施において必要と判断されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催等における施設使用料 ・ 調査・研究に必要な施設の入場料 ・ 活動に必要な情報を得るセミナー等に参加する参加料 ・ ボランティア参加等において必要な保険料 ・ 専門業者への委託料(※必要最低限な範囲) 	<p>金額、日時が記載されている領収書や納品請求書などの原本または写し</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用時の入場券(金額日時記載のもの) ・ セミナー申し込み時の申し込み完了メールの写し(日時金額が記載された資料も提出すること) ・ 保険加入の際の領収書または支払い証明書、および加入内容のわかる証券の写しなど ・ 納品請求書 <p>など</p>

- ◆飲食費、交際費(手土産代、懇親会参加費、謝金等)は支援対象外となります。
- ◆申請書に記載した内容以外の旅費が発生する場合は事前に旅程等をご提出ください。
- ◆支給対象経費として不明な場合は、申請書に詳細を記載し、審査時に事務局に確認するなどしてください(※課外活動期間中においても、不明な場合は問い合わせをしてください。)
- ◆根拠資料の添付が無いものについては、支援金はお支払いできません。

(別紙2)

審査基準

- ①一次審査(書類選考)は、「評価項目」に基づき複数の審査員により「1人25点満点」で評価します。
②一次審査を通過した団体は、二次審査(プレゼン)を実施します。
③二次審査(プレゼン)は「1団体10分程度(審査内容説明+質疑応答)」を予定しています。

評価項目	評価内容・観点	配点
実現性	<ul style="list-style-type: none">・課題、問題点を的確に把握し、具体的に課題設定しているか・活動計画が具体的となっているか・活動内容が実現可能な内容とスケジュールとなっているか・課題設定、成果目標、解決手法、成果が一連のものとして構築しているか	5点
効果性	<ul style="list-style-type: none">・地域等の課題解決や活性化が効果として見込めるか・活動を通して学生自身の力量形成に効果(教育的効果)が見込めるか・活動により様々な人達と活発な交流や連携が期待できるか・前年度以前からの継続する活動については、今までの活動成果が適切に評価され、次の段階へ発展等した活動内容となっているか	5点
新規性	<ul style="list-style-type: none">・団体自らが企画し主体的に実施する活動であるか・斬新なアイデアやユニークな発想が盛り込まれているか・社会に与えることができる革新的影響(インパクト)はあるか	5点
将来性	<ul style="list-style-type: none">・効果が一過性ではなく、将来的な波及が期待できるか・活動の効果が広範囲に普及することが期待できるか	5点
妥当性	<ul style="list-style-type: none">・経費の内容が計画性のある予算となっているか・費用対効果が適切であるか	5点
合 計		25点

確認事項	※「否」の場合は採択不可	適否
●以下に該当する活動では無いか (1) 営利を目的とするもの (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの (3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とするもの、及びそれらに関する活動と解されるもの (4) 他の支援制度等に支援を受けているもの (5) 法令、条例等及びその他公序良俗に反するもの (6) その他、本学の教育・研究理念等、及び本事業の目的に照らし、不相当と認められるもの		適・否
●支援対象活動は、支援対象の3つの要件を全て満たしているか。		適・否

事務局(窓口)

信州大学知の森基金 事務局 (研究推進部産学官地域連携課 基金室内)
担当：大坪・臼田

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1
(信州地域技術メディカル展開センター内)
E-mail：chinomori_gakusei@shinshu-u.ac.jp
電話：0263-37-3793 FAX：0263-37-3049